

令和8年度 豊島区会計年度任用職員(一般事務補助)募集案内

令和8年 10 月1日

豊 島 区

1. 職務内容

区分	職名	職務内容
会計年度任用職員	一般事務補助	PCを用いたデータ入力及び資料作成、郵便物の送付等の軽作業、窓口や電話による受付対応業務、その他事務作業

2. 勤務条件

任用予定日	随時
任用期間	令和8年10月1日以降から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、公募によらず、再度の任用を行うことがあります。 ※欠員状況に応じて、任用期間が異なる場合があります。
条件付採用期間	原則1か月 ※1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 ※任用の都度、条件付採用期間があります。
週休日	原則土日、祝日その他勤務を要しない日 ※所属課により異なります。
勤務日数及び勤務時間	月15日(原則8時30分から17時15分のうち、6時間勤務) 勤務時間及び勤務時間帯は所属課により異なる場合があります。
勤務場所	区役所本庁舎及び区民事務所・図書館等の出先施設、その他
時間外労働	原則なし ※ただし、区民対応等緊急時に可能性あり
報酬額等	月額136,000円程度(6時間勤務の場合・地域手当相当報酬を含む。) 要件を満たす場合、通勤手当相当及び期末・勤勉手当の支給あり 給与等支給日:原則毎月15日 支払方法:口座振入(本人名義のものに限る) ※条例等の定めるところにより金額が変更される場合があります。 ※勤務時間数によって報酬額は異なります。
休暇制度等	年次有給休暇、夏季休暇、公民権行使等休暇、育児時間、災害休暇、病気休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、生理休暇等 ※一部、取得要件を満たす必要がある休暇があります。
社会保険制度	法令に規定されている加入要件を満たすと、各種社会保険に加入する必要があります。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 (服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等)
その他	災害時、その他緊急時対応が必要な場合、職務内容以外の業務を行う可能性があります。
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集事業者名	豊島区

3. 応募資格

応募にあたり特別な資格等は必要ありませんが、地方公務員法第十六条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※別紙1を参照

4. 応募方法

本職の募集方法は「登録制」としています。申込みを希望する場合は、豊島区会計年度任用職員採用選考申込書を指定のフォーム(<https://logoform.jp/form/gXWR/766807>)へ入力し申請してください。

フォームへの入力難しい場合は、申込書を白地のA4紙に印刷及び必要事項を記入(又はPCによる入力)のうえ、証明写真(縦4cm×横3cm)を貼付し、人事課に直接ご持参ください。その際に、職務内容等に係る簡単な説明と面談をさせていただきます(15分程度)。フォームへの入力による申請の場合、面談は省略いたします。

【申込書を紙で提出する場所】

豊島区役所本庁舎5階 人事課

申込フォームはこちら→



【申込書を紙で提出する場合のデータについて】

区ホームページからダウンロードできます。以下手順で検索してください。

- ① 区HPのトップページにあるバナー(人材募集)をクリック
- ② 会計年度任用職員の募集ページにおいて、カテゴリ分類「事務・窓口」をクリック
- ③ 「一般事務補助」をクリック

【留意事項】

○紙で申込みする場合は面談が必要となりますので、ご来庁の前に電話で来庁日時の予約をお取りいただきますようお願いいたします。

○登録期間は、申込み時から1年間です。なお、登録した豊島区会計年度任用職員採用選考申込書は返却しません。

○応募に際しては、本募集案内・別紙1・申込書の記載事項を十分ご確認ください。

○登録期間中に、申込を取り下げの場合には、ご連絡をお願いします。

5. 選考方法等

採用面接	登録された豊島区会計年度任用職員採用選考申込書を閲覧した所属課担当者より、申込者本人に直接連絡をとり、日時等調整の上、採用面接を行います。 ※登録された方全員が選考対象となるわけではございませんのでご注意ください。
場所	区役所本庁舎または出先施設内
可否連絡	採用面接を行った所属課担当者から可否についてご連絡いたします。

6. 募集時の個人情報の取扱いについて

豊島区会計年度任用職員採用選考申込書に記載の個人情報については、選考及び手続きに関する業務にのみ使用します。

7. こども性暴力防止法に基づく対応について

令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)第2条第8

項に規定する特定性犯罪事実該当者は、配置について制限がかかる可能性があります。豊島区はこども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」については、別紙1を参照

8. 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止について

豊島区では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づき、公正な職員採用活動の実施とセクシュアルハラスメントの防止に努めています。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設けています。詳細は区ホームページ(<https://www.city.toshima.lg.jp/598/kuse/jinji/harassment/sekuhara.html>)をご覧ください。

9. 問合せ先

〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1

豊島区総務部人事課会計年度任用職員グループ

電話 03-4566-2560(平日8:30~17:15)

【豊島区役所本庁舎・案内図】



- A 「東池袋1丁目」バス停・都バス「都 02 乙系統」・「草 63-2 系統」
- B 「豊島区役所」バス停・国際興業バス「池 07 系統」
- C 「東池袋駅」・東京メトロ有楽町線（駅～庁舎間地下通路）
- D 「東池袋四丁目」・都電荒川線
- E 「都電雑司が谷」・都電荒川線

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第十六条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。